

東京都と契約を行うみなさまへ

環境負荷の小さな自動車での契約履行をお願いします

東京都は、契約を含む全ての事業において、『環境負荷の大きな自動車を利用しない取組』を開始しています（平成21年5月26日プレス発表）。

これは、都内の大気環境改善等を目的として改正された環境確保条例（平成21年4月1日施行）に基づく取組です。

東京都と契約を行う事業者のみなさまは、契約の履行において、以下の点に対応いただきますようお願いいたします。

対象となる契約

東京都における全ての契約が対象となります。



契約履行の条件を満たす自動車

次の二つの条件を満たす自動車での契約履行してください。

都のディーゼル車規制に適合した車

自動車 NOx・PM 法の対策地域内で登録が可能な環境負荷の小さな自動車

【解説】

について

従前から実施している環境確保条例に基づくディーゼル車規制です。

このディーゼル車規制に適合しない自動車は、都内の走行ができません。

について

環境確保条例の改正において、自動車 NOx・PM 法の対策地域内に登録できない環境負荷の大きな自動車を利用しないようにする努力義務が規定されました。

これに伴い、自動車 NOx・PM 法の対策地域内で登録が可能な環境負荷の小さな自動車の利用を進め、都内の大気環境の改善を推進していきます。

自動車 NOx・PM 法(正式名称:自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号))は、対策地域内(首都圏、大阪・兵庫などの各一部)で所有する自動車排出ガス(窒素酸化物(NOx)、粒子状物質(PM))の排出基準を設けている法律です。対策地域内では、排出ガスが基準以上のレベルの車両は、車検の登録できません。しかし、対策地域の外では、排出ガスのレベルから登録できない自動車であっても継続して所有でき、さらに、対策地域内での発着・通過が可能となっています。

車両の確認をさせていただく場合があります

納品時などに、自動車検査証等の提示を求めたり、車両の確認をさせていただくことがあります。

< 自動車利用に関するお問い合わせは... >

東京都環境局環境改善部自動車環境課 電話 03-5388-3523(直通)

環境局ホームページ <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>

